

練馬区都市型軽費老人ホームに関する指針

24 練福高第 4 1 5 号

平成 24 年 5 月 1 日

1 目的

「都市型軽費老人ホーム」は、大都市部における身体機能の低下した低所得高齢者も利用できる住まい対策として、居室の床面積・職員配置等の基準を緩和し、利用料の低廉化を図ったものである。

そこで、「都市型軽費老人ホーム」の運営の安定性や質の確保のために、また、事業の透明性や公平性を担保するために、「練馬区都市型軽費老人ホームに関する指針」を策定する。

2 施設整備に関する指針

練馬区（以下「区」という。）では、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、区を 4 地域に区分した「基本地区」を設定している。これは、区における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案して定めたものである。区では、福祉施策を推進するため、区内に 4 か所の福祉事務所を設置し、総合福祉事務所体制をとっており、基本地区の設定も、総合福祉事務所管轄と同一地域となっている。

このような状況を踏まえ、都市型軽費老人ホームの整備に当たっては、基本地区ごとの整備状況を勘案しつつ、公募要項等において整備予定数を定めることとする。

3 入所に関する指針

ア 入所の必要性の高さを判断する基準

(1) 入所者について

以下の全ての項目に該当する方を、入所の対象とする。

満 60 歳以上の方であって、低所得で練馬区内に住民票を有する方

自炊ができない程度の身体機能の低下により、自立した日常生活を営むことについて不安がある方

感染症がなく、かつ、医療について自己管理できる方

問題行動を伴わない方で共同生活が可能なる方

確実な保証能力を有する保証人を立てることができる方。ただし、特別に区長が認めた場合は、この限りでない。

家族による援助を受けることが困難である方

前各号に掲げるもののほか、区長が特に入所が必要と認める方

イ アの基準を当てはめて入所する際の手続

(1) 地域包括支援センターにおいて相談・受付を行う。

(2) 地域包括支援センターから高齢社会対策課施設係を経由して施設に入所申込みを行う。

(3) 施設からの説明、施設見学、体験入所等

- (4) 区が定める入所基準を満たすものについて、区が定めた入所判定基準に基づき指数化した得点順に入所希望者として登録する。
- (5) 空室が出た場合に、原則として、登録順に入所希望者との面接調査等を行い、施設による入所判定会議等により入所の可否を決定する。なお、入所判定会議等には区職員も参加することができる。
- (6) 重要事項、運営規程等の説明後、施設と入所希望者間で、書面による入所契約を締結する。

付 則

この指針は、平成 24 年 5 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年 3 月 6 日 29 練福高第 2364 号）

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 6 年 3 月 12 日 5 練福高第 2366 号）

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。